

起つて工場規則の改正に反対しろ！
後付き職工の職長以下を選挙で定めろ！

運 由

三月六日一日から 工場規則を改正した。と此に依ると社長が二用也 組長が四用也 職長が五用也の手当として金職工の或る一部分に限って金銭が出された。

親愛なる兄弟諸君！

或一部は職工をけりやりその手当が優遇し以て会社の味方にハイシューー職工全体の團結を出不ない様にしてとして色々の問題が起きた時に会社は後付き職工を味方にして花遣平職工が不中下も言つて要求書でも出しそなた時はケンカをしようとして要求を踏みつけてペチヤンコにしようとしてこの謀なのだ！

と此だから俺達平職は何ものも犠牲にして言敢に戦はねばならぬのだ！

見ろ！

後付き職工の或るものはイビキかいて人に赴かされた事をへあるとうてはなにか、そして仕事も放り出して威張りまがって居るおちうと水田かりか後遣平職工に對してイタンな態度をさへも見せつゝあるではなにか 子供や女工さんまで後遣は保護して、行かぬはあらぬのだ、だから後付き職工は選挙を以て定めろ様にせねばならぬ。

選挙條項は歎服書として危のもの

一 食費の設置の件

ニ 脱衣場設置の件

三 非常口設置の件

四 公室休日(日給金支給)の件

五 脚盆二月の十六日迄休む公休にされるし

以上

一九二八、六、一八

電 業 従 業 員 會

高田地方労働者諸君に新ふ!!

一 食費を作ってくれ！

二 非常口を作ってくれ！

三 公休 公室休日の日給は金 額支給せよ！

四 役員はみんな選挙にせよ！

と日本電業の兄弟が工場主に歎服したらアベコベに職工の今桐君の首を切つた、電業の兄弟は奮がいでストライキをおこせばいいぞ！
諸君此の要求の何處に無理があるか？